AFTC INFORMATION

平成25年10月9日

新車の性能や燃費等の表示に関する問題点及び 表示を行う際の留意点について

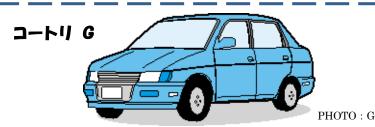
当協議会は、会員事業者が新聞広告において行った以下のような表示が、自動車公正競争規約 (第5条第4号、第7条第2号)に違反するため、規約違反措置基準に基づき「警告」の措置を採り ました。会員各社におかれましては、規約を遵守し、同様の違反を行うことのないようご注意下さい。

【問題となった表示】

無給油で、▲▲県から◆◆県まで。

満タン(■■ℓ)で●●●●.●kmを走破 "

コートリGは、□□.□km/ℓ (JC08 モード) の燃料消費率を達成 **



※1自動車雑誌『×××××』が航続距離を調査する実験を行い、▲▲県ー◆◆県間を無給油で走行できることを実証しました。詳細は『×××××』をご覧く ださい。※2燃料消費率(JC08 モート走行 国土交通省審査値)は、定められた試験条件での値です。実際の走行時の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発 進、エアコン使用等)に応じて、燃料消費率は異なります。

問題点

- ①自動車雑誌社が行った実験結果を基にした「無給油で▲▲県から◆◆県まで」、 「満タン(■■ℓ)で●●●●.●kmを走破」との表示は、一般的に誰でも そのとおりに走行できるかのように誤認されるおそれがある。
- ②当該車両の燃費値(JCO8 モード) に関する付記説明(同数値は定められた試験 条件での数値であり、走行条件等により異なる旨) が明瞭に表示されていない。

表示の ポイント

- ①公的第三者以外の機関による燃費テスト結果については、そのテスト方法等が それぞれ異なり客観性が保てないため、表示しないこと。
- ②燃料消費率を表示する場合は、公式テスト値(JCO8 モード燃費)又は公的第三者によるテスト値を表示し、かつ、「同テスト値である旨」及び「一定の試験条件での数値であり、実際の数値は走行条件により異なる旨」の付記説明を燃費表示との関連が明確になるよう、かつ、明瞭に表示すること。

燃費表示に関する留意点はこちらをご参照下さい。

http://www.aftc.or.jp/pdf/aftc info/aftcinfo 201106.pdf

この件に関するお問い合わせは・・・